# 鳥取県動物愛護管理推進計画

~人と動物の調和のとれた共生社会の実現~



令和3年3月30日

鳥取県

# 目 次

第 1		計画の	の基	本	的	なき	考	え	方																										
1	1 ;	計画	の趄	自	•		-	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-		•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
2	2	計画	の目	的	l		•	•			•	•	•	•	•	•			•	•	•	•			•	•				•	•	•	•		1
3	3	計画	の位	置红	付	け					•	•	•	•	•				•	•	•				•	•	•			•	•	•	•		1
4	1 ;	計画	期間	1		•	•	•	•		•		•	•	•		•		-	•	-		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		1
5	5	関係	者₫	)役	割			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
第 2	2 ,	鳥取	県 <i>σ</i>	)動	物	の	愛	護	及	び	管	理	1=	関	す	る	現	状	ع	課	題														
1	1 ,	鳥取	県の	)動	物	愛	護	管	理	行	政	の	体	制			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
2	2 !	動物	愛護	養管	理	に	関	す	る	普	及	啓	発	;		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
3	3 :	犬猫	の愛	烫護	管	理	に	関	す	る	状	況			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
4	1 1	動物	取扱	業	の	登	録	状	況			•	•	•	•		•		•	•	•			•	-	•	•	•	•		•	•	•	1	3
5	5 !	特定	動物	勿の	飼	養	状	況			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
第3	3 ;	計画	の基	基本	方	針																													
1	1	基本	方釒	t		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
2	2 ;	施策	展開	見の	方	向	性			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
第4	1 ;	施策	別取	又組																															
砉	[本	方針	1	動	物	愛	護	の	推	進																									
1	1 !	動物	愛護	<b>養精</b>	神	の	普	及	啓	発			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
2	2 !	動物	の収	容区		引	取	IJ	数	削	減	^	の	取	組			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
3	3 !	動物	の返	遠還	•	譲	渡	促	進	の	取	組	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	C
砉	基本:	方針	2	動	物	の	適	正	飼	養	の	推	進																						
4	1 ]	動物	の通	直正	飼	養	の	指	導	-	啓	発	;		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
5	5 ,	周辺	の生	E活	環	境	の	保	全			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
6	3	動物	取扱	業	者	の	監	視	指	導		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
7	7 ¦	実験	動物	<b></b>	び	産	業	動	物	の	適	正	な	取	扱	い	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
砉	基本:	方針	3	県	民	ع	動	物	の	安	全	確	保	:																					
8	3 ,	人と	動物	りの	共	通	感	染	症	対	策			•	•	•	•	•	•	•	•	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
Ş	9 ;	災害	対策	į		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
砉	基本:	方針	4	連	携	ع	協	働	に	ょ	る	推	進	体	制	の	整	備																	
1	0	関係	機関	等	ع	の	連	携	-	協	働			•	•	•	•	•	-	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
1	1	計画	の推	ŧ進			•	•	•		•	•	•	•	•		•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4

## 第1 計画の基本的な考え方

## 1 計画の趣旨

本県における動物の愛護及び管理の推進に向けて、県・市町村・関係機関・県民が共通意識をもって相互に連携していくために、平成20年5月に鳥取県動物愛護管理推進計画(以下「計画」という。)を策定しました。また、平成26年3月に計画を見直し、「動物愛護の推進」及び「動物の適正飼養の推進」を基本方針として、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指した様々な施策を進めてきました。

令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動物愛護管理法」という。)及び令和2年4月に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)が改正されたこと並びに本県の動物を取り巻く状況の変化を踏まえて、計画の見直しを行いました。

## 2 計画の目的

本計画は、県民、事業者、関係団体、行政等の適切な役割分担の下、相互理解に基づく多様な関係者の主体的な参画・協働を促し、「人と動物の調和のとれた共生社会」を 実現するための具体的な計画として定めます。

## 3 計画の位置付け

本計画は、動物愛護管理法第6条第1項の規定に基づき、基本指針に即して定めます。

#### 4 計画期間

本計画の適用期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

## 5 関係者の役割

## (1)動物の飼い主

動物の飼い主は、法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じて生涯にわたり 適正に飼養する責務があります。そのためには、飼養前からその動物の特性を理解 し、飼養や疾病治療に要する経費、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の 徹底などについて十分理解した上で飼うことの是非について判断する必要があり ます。

また、動物の所有明示、逸走防止措置、しつけ、災害時に備えた餌の備蓄などは 飼い主の責任として日頃から実施する必要があります。さらに、飼い主としての社 会的責任を十分自覚し、鳴き声やふん尿等により周囲に迷惑をかけないよう、地域 社会のルールを遵守し、飼養動物が地域に受け入れられるよう主体的に行動するこ とが求められます。

## (2) 県民

人と動物が共生する社会は、動物に対して抱く感情は人により様々であることを前提として、「ペットも社会の一員」との認識のもと、地域の中で動物に好意を持つ人と持たない人の相互理解を深め、我慢や対立ではなく、受容と調和により、より良い関係を築いていく努力が求められています。

#### (3)動物取扱業者

動物取扱業者は、取り扱う動物が健康的に過ごせるよう適正に飼養することは無論のこと、飼い主と動物がよきパートナーとなるよう飼養管理をサポートするなどして人と動物の共生社会の実現の一翼を担う社会的役割を担っています。

このため、改正された動物愛護管理法では動物取扱業者に対し飼養管理基準を定め、特に犬猫については具体的な数値基準を設定しています。また、適正飼養の他、帳簿の備付け、事業所での購入者等への重要事項の説明や現物確認、貸出し時の顧客への説明、取引状況の記録や保存等遵守すべき事項を定めており、動物取扱業者はこれらの基準を確実に実施することが求められています。

#### (4)動物愛護団体、ボランティア

動物愛護団体やボランティアは、地域における住民からの相談対応や独自の動物 愛護活動等を通じて飼い主や地域住民への支援や行政の施策への協力が期待され ます。具体的には、飼い主に対する適正飼養などの動物愛護管理に関する普及啓発、 TNR 活動や地域猫活動に対する技術的支援、災害時における動物の避難・保護等に 関する施策への協力などです。

また、譲渡ボランティアは、動物のしつけ方や飼養管理に関する知識や技術を有しており、県に収容された動物、特に、要ケア動物(病気や老齢で介護が必要、問題行動や慣れるのに時間がかかるなど、その点を理解してその動物の年齢や性格にあわせた飼養をする必要がある動物のこと)や離乳前の動物を県から譲り受け、新たな飼い主への譲渡につなげる活動において重要な役割を担っています。

#### (5)動物愛護推進員

動物愛護推進員とは、動物の愛護や正しい飼い方についての啓発や助言を行うなど、地域に根差した動物愛護活動を行う者です。動物愛護管理法において、動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、知事が動物愛護推進員を委嘱するよう努めることとされています。

動物愛護推進員には、地域における動物愛護活動の中心的な役割を果たすことが期待されています。

#### (6)公益社団法人鳥取県獣医師会

獣医師は、動物の治療に携わるだけでなく、人と動物が共生する社会を目指す上で必要な動物の生態、習性及び生理に関する専門的知見を有しており、これらの知見に基づく助言等を行える立場にあります。

獣医師は、動物やその飼い主と身近に接することから、動物の繁殖制限措置、所有明示などの適正飼養、動物の感染症対策等についての普及啓発を行うことが求め

られています。また、令和元年6月の法改正により獣医師は虐待の疑いのある動物 を発見した場合、通報を行う義務があります。

公益社団法人鳥取県獣医師会(以下「県獣医師会」という。)は、獣医師によるこれらの取組や独自事業を通じて、動物愛護管理に関する施策を推進する役割を担っています。

#### (7) 学校等教育機関

学校等の管理者は、子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることを踏まえ、動物の飼い主としての責務を十分に自覚し、学校等で飼養されている動物の適正な飼養管理を行うとともに、県や関係機関等と連携して、児童又は生徒に対する動物愛護教育を行う役割を担っています。

#### (8) 市町村

令和元年の動物愛護管理法の改正により、都道府県だけでなく、市町村にも動物 愛護管理担当職員を置くよう努めることが新たに規定されたことを踏まえ、市町村 には、より積極的・主体的に動物愛護管理施策に参画し、県や関係機関等と連携・ 協働した取組を進めることが求められています。

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであり、課題解決には地域の実情に応じた対応が必要となります。市町村は、県民に最も身近な行政として、地域課題を把握するとともに、きめ細やかな普及啓発などを通じて、飼い主の社会的責任の自覚を促し、動物の飼養に対する県民の理解を促進する役割を担っています。

また、災害対策については、ペットとの同行避難を前提として、事前にペット受入れ可能な避難所を選定し、地域に周知すると共に、避難所における動物の取扱いについて一定のルールを設け、必要に応じて物資の備蓄を行うなど避難所におけるペットの受入体制を整備する必要があります。

#### (9) 県及び鳥取市

県及び鳥取市は、動物取扱業の登録(届出)や監視指導、動物愛護管理に関する 普及啓発、犬及び猫の引取り、負傷動物の収容、引取りや収容した動物の返還・譲 渡、動物に起因する苦情・相談対応、動物の災害時対策など、本計画の実施におい て主要な役割を担い、互いに連携して施策に取り組みます。

また、県は市町村の動物愛護管理施策や、動物愛護団体、ボランティアなどによる地域に根ざした活動が県内全域で実施されるように支援し、本計画が着実に実施されるよう関係者間の調整等の役割も担います。

## 第2 鳥取県の動物の愛護及び管理に関する現状と課題

## 1 鳥取県の動物愛護管理行政の体制

鳥取県における動物愛護管理行政は、県中部及び西部地域をそれぞれ県中部総合事務 所及び西部総合事務所が管轄しており、県東部地域については、平成 30 年 4 月 1 日から鳥取市保健所が動物愛護管理業務を行っています。

動物愛護管理の拠点施設としては、東部、中部、西部の各地域に1か所ずつ設置している動物の収容施設である犬管理所と、中部に鳥取県動物愛護センター(人と動物の未来センター・アミティエ)があります。

#### (1) 中部及び西部総合事務所、鳥取市保健所

県の各総合事務所及び鳥取市保健所では、県民からの動物に関する相談受付、犬猫の引取り、捕獲、保護、犬猫の譲渡、動物取扱業者や特定動物飼養者の監視指導などの動物愛護管理業務及び狂犬病予防業務を行っています。

#### (2) 人と動物の未来センター・アミティエ

平成 26 年4月から公益財団法人動物臨床医学研究所が設置した施設「人と動物の未来センター・アミティエ」を鳥取県動物愛護センターと位置付け、県が収容した犬猫の譲渡や飼養管理、不妊去勢手術の実施及びマイクロチップ装着、犬のしつけ方教室や動物愛護週間行事などの普及啓発事業を当該財団に委託し、官民協働型の動物愛護センターとして運営しています。

動物愛護センターは広く一般に開放しており、動物とのふれあいやイベント等を 通じて動物愛護及び動物福祉を普及・啓発する拠点施設となっています。

## 2 動物愛護管理に関する普及啓発

#### 【 施策の取組状況 】

〇人と動物の未来センター・アミティエにおける普及啓発

毎月のアミティエフェスタ(保護犬猫とのふれあい、犬のしつけ方教室、譲渡前講習会などを実施)、市民公開セミナー、小学校や幼稚園などの見学受入れなど、年間を通じた普及啓発行事を開催しており、来場者数は年間 3,600 人を超えています。

#### ○動物愛護週間行事の開催

9月20日~26日の動物愛護週間に合わせて、人と動物の未来センター・アミティエにおいて動物愛護フェスティバルを開催し、毎年約1,000人の来場者があります。

また、県内各市町村立図書館において、動物愛護管理に関する書籍や普及啓発パンフレット、ポスターを展示し、動物愛護思想の普及啓発に努めています。

#### 〇その他の普及啓発

犬管理所における小学生を対象とした命の教室の開催、小学校等における動物 愛護団体等と連携した出前講座の実施、動物愛護パネルの貸出、各種普及啓発冊 子の作成・配布、県政だより等の各種媒体を通じた広報活動を行い、様々な機会 を捉えた普及啓発に取り組んでいます。

## 課題

- 〇県民の幅広い層に対して動物愛護管理施策への自主的な参画を促していく ため、学校、地域、家庭等の様々な場面で見聞きするような普及啓発活動を 推進していく必要があります。
- 〇効果的な普及啓発を行うため、関係団体などの民間と連携した広報や啓発の 取組を展開していくことが必要です。
- 〇各地域の状況に応じたきめ細やかな啓発を行っていくため、市町村や動物愛 護推進員と連携した普及啓発を行っていく必要があります。

## 3 犬猫の愛護管理に関する状況

## (1) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施状況

#### 【 施策の取組状況 】

- 〇市町村及び県獣医師会と連携した情報共有と普及啓発に取り組んでいます。
- ○狂犬病予防注射接種期間に合わせた広報、鑑札及び注射済票の装着義務に関する 啓発資料の作成・配布を行っています。

#### 【現状】

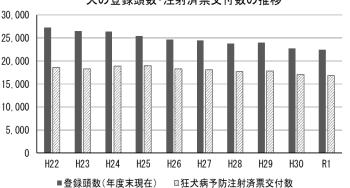
- 〇県内の犬の登録頭数は、平成 22 年以降、年々減少する傾向にあり、令和元年度 末時点で 22,455 頭となっています。
- 〇狂犬病予防注射の接種率は、平成 22 年から平成 25 年にかけて増加し (68%から 75%)、平成 25 年以降は全国平均よりも高い 74%前後で推移しています。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
登録頭数(年度末現在)	27,283	26536	26,351	25,409	24,673	24,456	23,786	24,022	22,759	22,455
狂犬病予防注射済票交付数	18,591	18,275	18,830	18,945	18,255	18,102	17,696	17,796	17,039	16,859
狂犬病予防注射接種率	68%	69%	71%	75%	74%	74%	74%	74%	75%	75%



76% 72% 70% 68% 66% H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1

犬の登録頭数・注射済票交付数の推移



#### 課題

〇犬の登録の徹底と狂犬病予防注射接種率向上を目指し、市町村や県獣医師会と 連携して犬の飼い主への普及啓発を行う必要があります。

## (2) 犬猫の収容及び引取りの状況

#### 【 施策の取組状況 】

- ○動物の飼い主に対する終生飼養及び繁殖制限措置の指導や普及啓発を行っています。
- ○猫の収容頭数削減の取組(猫の繁殖制限対策の推進)

## ア 猫の不妊去勢手術費用の支援

平成 28 年度から猫不妊去勢手術助成事業費補助金制度を開始し、飼い主のいない猫の TNR 活動に対して、市町村と連携して支援を行うとともに、飼い猫の不妊去勢手術費について、県獣医師会と連携して支援しています。なお、年々補助事業を実施する市町村数が増加し、令和2年度から県内すべての市町村において補助事業が行われています。

#### (補助金制度を活用した不妊去勢手術実施頭数)

年度	H28	H29	H30	R 1
飼い主のいない猫	233	335	386	496
飼い猫	408	450	369	564
合計 (頭)	641	785	755	1, 060

#### イ 地域猫活動の推進

地域住民が主体となり、TNR と同時に飼い主のいない猫への給餌やトイレを 共同管理する「地域猫活動」を推進するため、平成 30 年度から地域猫活動モ デル事業補助金制度を開始し、市町村と連携して支援を行っていますが、令和 2年度現在において、この補助事業を実施している市町村数は1にとどまって います。このため、県では、地域猫活動のパンフレットの作成・配布や地域猫 勉強会の開催などの普及啓発に取り組んでいます。

県では、猫の繁殖制限対策をより一層推進するため、令和2年3月に鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例を改正し、猫の飼い主の遵守事項として室内飼育の努力義務を規定した他、飼い主のいない猫の繁殖抑制に関する規定を新設しました。

◎TNRとは、野良猫を捕獲して(Trap)、不妊去勢手術を行い(Neuter)、元の場所に 戻す(Return)活動のこと。

#### 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(一部抜粋)

(猫の飼い主の遵守事項)

- 第 10 条 猫の飼い主は、その飼育する猫について、第 7 条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項 を遵守しなければならない。
  - (1) 室内での飼育に努めること。
  - (2) 首輪をつける等自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるよう努めること。
  - (3) 公共の場所又は他人の土地、建物等にふんをしないようにする等他人に迷惑をかけないため のしつけを行うよう努めること。

(飼い主のない猫の繁殖の抑制)

- 第 10 条の 2 県は、県民及び市町村と協力して、飼い主のない猫の繁殖を抑制し、地域の生活環境の 保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、飼い主のない猫の繁殖を抑制するため、飼い主のない猫の生殖を不能にする手術を施す者に対して給付金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 3 前項の補助金の額は、市町村が交付した前項の給付金の額(知事が別に定める額を限度とする。) の合計額に2分の1を乗じて得た額以下とする。
- 4 第2項の補助金のうち地域猫対策(飼い主のない猫に生殖を不能にする手術を施した上で当該猫の一定の世話を行う取組をいう。以下同じ。)を行う者に対して交付する給付金に係るものの交付を受けようとする市町村は、当該給付金を受けようとする者に提出させた地域猫適正管理計画を添付して、県に申請しなければならない。
- 5 前項の地域猫適正管理計画には、知事が別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 繁殖を抑制するための措置に関する事項
  - (2) 周囲の生活環境に影響を及ぼさないための措置に関する事項
  - (3) 地域猫対策を適正に管理するための措置に関する事項
  - (4) 地域住民の理解を得るための措置に関する事項
  - (5) その他知事が別に定める事項

#### 【現状】

- 〇犬猫の収容及び引取りは 10 年前と比較して大幅に減少しており、令和元年度の収容総数は、犬 154 頭、猫 420 頭でした。
- ○県及び鳥取市に収容される動物の約7割を猫が占めており、飼い主不明の子猫の 割合が多い状況です。
- 〇犬の収容のうち、抑留や捕獲による収容頭数が令和元年度時点で全体の 86%を占めており、飼い犬であっても狂犬病予防法に基づく犬の鑑札や注射済票をつけていない場合や、係留されず放浪する犬の捕獲が多い状況となっています。

	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	抑留・捕獲頭数	264	301	261	257	209	186	181	151	134	132
	保護頭数	23	15	4	6	14	1	14	7	6	4
犬	引取り頭数	115	114	103	57	27	20	12	15	21	18
^	うち飼い主	115	107	90	53	23	17	8	15	21	17
	うち飼い主不明	0	7	13	4	4	3	4	0	0	1
	収容総数	402	430	368	320	250	207	207	173	161	154
	引取頭数	1, 145	1, 184	1, 095	1, 076	1, 031	795	598	309	295	278
	うち飼い主	327	196	307	265	228	79	107	52	47	76
猫	うち飼い主不明	818	988	788	811	803	716	491	257	248	202
畑	(子猫の割合)	(81%)	(77%)	(79%)	(79%)	(85%)	(83%)	(83%)	(80%)	(96%)	(89%)
	保護頭数	156	77	96	85	76	76	64	89	146	142
	収容総数	1, 301	1, 261	1, 191	1, 161	1, 107	871	662	398	441	420

## 【数値目標の達成状況】

指標	区分	基準値 (H24)	目標値	達成状況
加索 - 己斯 11 粉	犬	368 頭	平成 30 年度 300 頭以下 令和 5 年度 200 頭以下	平成 30 年度 161 頭(達成)
収容・引取り数	猫	1, 191 頭	平成 30 年度 900 頭以下 令和 5 年度 600 頭以下	平成 30 年度 441 頭(達成)

## 課題

- ○飼い主不明の猫の収容頭数削減に向けて、TNR 活動や地域猫活動などの繁殖制限 対策を推進していく必要があります。
- 〇県及び市町村は、犬の飼い主に対して、狂犬病予防法に基づく鑑札及び注射済票 の装着の徹底及び逸走防止について周知し、犬の収容頭数の更なる減少を図る必 要があります。

## (3) 犬猫の返還、譲渡及び致死処分の状況

#### 【 施策の取組状況 】

〇県獣医師会等との連携により、県及び鳥取市が収容した負傷動物の治療を実施している他、動物のしつけなどを行い譲渡適性の向上に努めています。また、譲渡対象の動物については、可能な限り不妊去勢手術やマイクロチップ装着を行った上で新たな飼い主へ譲渡する取組を進めています。さらに、犬管理所における譲渡会の開催や、県や鳥取市のホームページでの収容動物の譲渡情報発信により、譲渡促進に取り組んでいます。

#### 〇人と動物の未来センター・アミティエと連携した譲渡の促進

県及び鳥取市に収容された動物のうち、譲渡適性のある動物を人と動物の未来 センター・アミティエに譲渡し、必要な治療や不妊去勢手術及びマイクロチップ 装着を行った上で新たな飼い主へ譲渡しています。

#### (人と動物の未来センター・アミティエへの譲渡実績)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
犬	28	31	30	31	25	20
猫	30	41	43	41	56	58
合計 (頭)	58	72	73	72	81	78

#### 〇譲渡ボランティアと連携した譲渡の促進

譲渡ボランティアの登録制度を設け、県に収容された動物を譲渡ボランティアに譲渡し、ボランティアが新しい飼い主を見つけることにより譲渡の促進に取り組んでいます。また、県では平成27年度から譲渡ボランティアへの支援制度(鳥取県動物福祉推進事業補助金)を開始し、譲渡ボランティアが行う譲渡活動にかかる経費(譲渡会の会場費、広告費、不妊去勢手術、疾病検査等の衛生費など)に対して支援しています。さらに、令和2年度からは収容後の子猫の死亡を減らすためにミルクボランティア制度を開始し、離乳するまでの飼養を譲渡ボランティアに預託しています。

#### (譲渡ボランティアへの譲渡実績)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
犬	1	2	1	2	6	12	12	7
猫	0	0	0	19	119	67	65	59
合計 (頭)	1	2	1	21	125	79	77	66

〇所有明示を推進するため、パンフレットやポスターなどを活用して動物の飼い主 への普及啓発を行っています。

## 【現状】

- 〇犬猫の譲渡頭数は、10年前と比較して大きく増加しており、計画の返還・譲渡率の数値目標を達成しています。
- 〇一方、犬猫の返還頭数は 10 年前から同水準で推移しており、特に猫の返還頭数が 少ない状況が続いています。
- 〇犬猫の処分頭数は、譲渡率の向上に伴い大幅に減少し、数値目標を達成していま す。

#### (犬猫の収容・処分頭数の推移)

	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	返還頭数	83	119	112	117	115	102	87	102	88	86
	譲渡頭数	33	69	61	88	53	100	87	79	59	70
犬	返還•譲渡率	29%	44%	47%	64%	67%	98%	84%	105%	91%	101%
	処分頭数	286	242	195	115	65	8	17	6	4	6
	(処分率)	71%	56%	53%	35%	26%	4%	8%	3%	2%	4%
	返還頭数	0	0	6	2	2	3	1	3	4	3
	譲渡頭数	8	14	20	46	72	106	211	171	226	241
猫	返還•譲渡率	0.6%	1.1%	2.2%	4.1%	6.7%	12.5%	32.0%	43.7%	52.2%	58.1%
	処分頭数	1,293	1,247	1,165	1,113	959	788	460	200	192	160
	(処分率)	99%	99%	98%	95%	87%	90%	69%	50%	44%	38%

#### 【 数値目標の達成状況 】

		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				
指標	区分	基準値 (H24)	  目標 	標値	達成	状況
	犬	47%	平成 30 年度	65%以上	平成 30 年度	91%(達成)
│ │返還・譲渡率		47/0	令和5年度	70%以上	一个成 30 年度	91/0(建成)
	猫	2. 2%	平成 30 年度	10%以上	平成 30 年度	52%(達成)
	7田	Z. Z/0	令和5年度	15%以上	一个成 30 年度	32/0(建成)
	犬	195 頭	平成 30 年度	100 頭以下	平成 30 年度	4頭(達成)
  致死処分頭数		130 頭	令和5年度	60 頭以下	一个成 30 年度	4頭(建成)
<b>双</b> 死处万 <u>與</u> 致	猫	1, 165 頭	平成 30 年度	800 頭以下	   平成 30 年度 1	102 頭(達成)
	畑	1,100 頭	令和5年度	500 頭以下	一九 50 千茂	192 與(建戊)

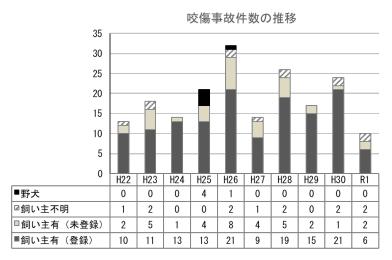
#### 課題

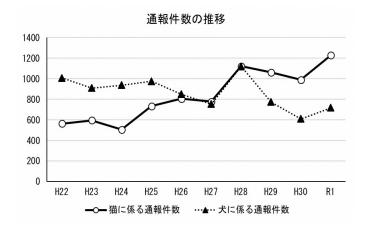
- 〇犬猫の返還頭数を増加させるため、飼い主に対する所有明示の徹底について普及 啓発を推進する必要があります。特に、令和元年の動物愛護管理法改正により、 令和4年度から犬猫等販売業者に対して犬猫のマイクロチップ装着が義務付け される(それ以外の犬猫の飼い主については努力義務)ことを踏まえ、マイクロ チップの装着について普及啓発を強化していく必要があります。
- 〇関係団体や譲渡ボランティア等と連携した譲渡促進に取り組むとともに、致死処 分頭数の更なる削減を図る必要があります。

## (4) 犬猫の苦情の通報状況

### 【現状】

- 〇犬による咬傷事故が依然 として発生しており、令和 元年度は10件でした。
- 〇犬に係る通報件数は、減少 傾向にあり、令和元年度は 718 件でした。
- ○猫に係る通報件数は、増加 傾向にあり、平成 28 年以降 は犬の通報件数を 上回る状況が続いており、 令和元年度は 1228 件でした。
- 〇令和元年度の通報件数内訳について、犬では失踪報告・照会の問合せ、未係留犬の捕獲依頼、収容動物の譲受け希望の問合せが多い状況です。猫では、犬と同様に失踪報告・照会の問合せが最も多く、それ以外の内容では飼い猫以外の引取り依頼、傷病動物の保護依頼、





餌やりやふん尿・臭気の苦情が多く寄せられています。

## (令和元年度の犬猫通報件数内訳)

区分	犬		猫	
	未係留犬の捕獲	144	傷病動物の保護	103
士	鳴き声	26	餌やり	88
苦情	不適切飼養・虐待疑い	15	ふん尿・臭気	81
•   †⊑	放し飼い	14	死体処理	58
導	ふん尿・臭気	11	猫の捕獲依頼	51
指導依頼	死体処理	10	家屋侵入、器物損壊	23
料	その他	26	その他	43
	計	246	計	447
	犬の失踪報告・照会	256	猫の失踪報告・照会	243
	収容動物の譲受希望	118	飼い猫以外の引取り	205
相談	飼い犬の引取り	44	収容動物の譲受希望	79
-	しつけ・管理	12	飼い猫の引取り	63
問	公示動物問合せ	10	手術費用助成	18
問合せ	登録・注射	9	しつけ・管理	12
	その他	23	その他	161
	計	472	計	781

#### 課題

- 〇未係留犬に関する苦情件数や咬傷事故件数の削減のため、犬の飼い主に対して適 正飼養の普及啓発を強化していく必要があります。
- ○猫の飼い主に対して、不妊去勢手術、室内飼養、所有明示の徹底について普及啓 発する必要があります。
- 〇野良猫に関する苦情・問合せを減らすため、飼い主のいない猫対策を推進してい く必要があります。

## 4 動物取扱業の登録状況

#### 【 施策の取組状況 】

○監視指導計画に基づき、定期的に動物取扱業者への監視指導を実施しています。

#### (監視指導件数)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
事業所数	146	154	142	160	120	169
監視施設数	122	100	83	97	87	94
監視延べ件数	139	103	90	102	120	96

#### 【現状】

動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん業、譲受飼養業によって営利を得る動物取扱業者は、動物愛護管理法により、県知事の登録を受けることが義務付けられています。県内の動物取扱業者の登録件数は、令和2年4月1日時点で、170施設あり、業種別に見ると延べ192施設となっています。

## 動物取扱業者登録数(令和2年4月1日時点)

							•	
			:	動物取	扱業登録	<b>業種別内訳</b>		
動物取扱業総事業所数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん 業	譲受飼養業	業種別 内訳計
170	53	93	3	19	24	0	0	192

#### 課題

- 〇令和元年の動物愛護管理法改正により、義務の対象が拡大された帳簿の備付け及び定期報告などを適正に実施するよう指導していく必要があります。
- 〇令和3年度に施行される施設基準や繁殖方法等の基準等について、動物取扱業者 への周知徹底と監視指導を行う必要があります。

## 5 特定動物の飼養状況

#### 【 施策の取組状況 】

○定期的に特定動物飼養者への立入調査を実施しています。

## (監視指導件数)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
施設数	10	10	12	13	16	20
監視施設数	8	17	12	13	11	13
監視延べ件数	8	18	13	13	11	15

## 【現状】

動物愛護管理法で指定された特定動物(危険な動物)を飼養し、又は保管する場合は、県知事の許可を受けることが義務付けられています。

県内では、令和2年4月1日現在で、ニホンザル74頭、サバンナモンキー2頭、サーバル2頭、イヌワシ1羽、ニシキヘビ2匹、ボアコンストリクター4匹、コビトカイマン1匹の計86頭(匹)が、20施設で飼養されています。

## 課題

- 〇令和元年の動物愛護管理法改正により、特定動物の許可対象が交雑種にも拡大されたことや、愛玩目的での飼養が禁止されたことについて、広く周知していく必要があります。
- 〇特定動物による危害の防止を図るため、適正飼養の徹底、個体識別の徹底、逸走 防止対策の実施等について指導していく必要があります。

## 第3 計画の基本方針

## 1 基本方針

本計画の基本方針について、前計画の2つの柱「動物愛護の推進」、「動物の適正飼養の推進」に「県民と動物の安全の確保」及び「連携と協働による推進体制の整備」を新たに追加し、4つの柱として、人と動物の調和のとれた共生社会を目指し、致死処分ゼロを究極の目標とする施策を展開していきます。

#### 基本方針1 動物愛護の推進

動物愛護は、動物の遺棄・虐待防止や適正な取扱いだけでなく、動物を命あるものとして大切に思い、感謝と畏敬の念を抱いて接することにより社会における生命の尊重、友愛及び平和等の情操の涵養といった心の豊かさの実現にもつながります。

動物愛護に関する県民の理解は未だ十分とはいえない状況にあり、動物愛護推進のため、行政機関と動物愛護に取り組んでいる関係団体等が連携して、動物愛護精神の啓発や飼養できなくなった動物の新しい飼い主を探すための体制強化による譲渡推進などの施策を展開していきます。

#### 基本方針 2 動物の適正飼養の推進

動物の飼い主は、命ある動物の所有者又は占有者としての社会的責任を十分に自覚し、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するとともに、動物が人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないように努める必要があります。

しかしながら、依然として安易な購入と飼育放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生しています。また、動物の不適切な飼養等又は給餌給水により、動物による 危害及び周辺の生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が顕在化しています。

動物の適正飼養推進のため、飼い主に対する適正飼養や終生飼養の指導・啓発、動物取扱業者への適正飼養の指導などを関係団体とも連携して展開します。また、猫の繁殖制限対策をはじめとした飼い主のいない猫対策の推進や多頭飼育崩壊を未然に防止する取組を進め、全ての動物が遺棄や虐待されることなく適正に終生飼養され、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することもない社会を目指します。

#### 基本方針3 県民と動物の安全の確保

狂犬病をはじめとする、人と動物の共通感染症は、身近な家庭動物から感染するものも含め、多くの種類があります。動物の飼い主は、動物及び飼養施設の衛生管理、 予防ワクチンの接種、動物と接触した後の手洗いの励行、口移しでの給餌の禁止等の 感染予防に努め、日頃から感染症に関する正しい知識や、発生状況等の情報収集に努 める必要があります。

また、災害発生時における被災地に残された動物の収容や餌の確保等について、日頃から災害発生時の準備等に努める必要があります。

人と動物の安全を脅かす共通感染症や災害発生時の準備等を進め、人と動物の共生できる豊かな地域社会の実現を目指します。

#### 基本方針4 連携と協働による推進体制の整備

動物の愛護及び管理に関する施策を円滑かつ効果的に進めるためには、県や市町村の行政間及び行政内の部局間の連携や、動物愛護の地域ボランティア及び民間団体の協力が必要です。また、飼い主等の動物の関係者だけでなく県民全体の積極的な協力を得ながら、各関係機関等との適切な役割分担の下に、展開を図っていくことが重要です。

人と動物の共生できる豊かな地域社会の実現のため、取組に際しては、相互理解に基づく多様な関係者の主体的な参画・協働による推進体制を整備します。

# 人と動物の調和のとれた共生社会の実現

動物愛護の推進

県民と動物の 安全の確保

動物の適正飼養の推進

連携と協働による 推進体制の整備

## 連携 · 協力体制

#### 県民

- ○動物愛護への理解
- ○動物愛護管理施策への参加

## 動物の飼い主

- ○終生飼養
- ○繁殖制限措置
- ○逸走防止
- ○所有明示措置

## 動物愛護推進員

- ○地域に根差した動物愛護活動
- ○地域住民への適正飼養の普及啓発
- ○行政等との連携による動物愛護施策の推進

## 動物取扱業者

- ○法令遵守
- ○動物の適正飼養
- ○動物の購入者への説明責任
- ○飼い主への助言

## 学校等教育機関

- ○子どもを対象とした動物愛護思想の普及啓発
- ○学校飼育動物の適正飼養

#### 動物愛護団体・ボランティア

- ○動物の適正飼養に関する助言・技術的支援
- ○地域・学校等における動物愛護活動
- ○行政等との連携による動物愛護施策の推進

#### 市町村

- ○犬の登録・狂犬病予防注射の事務
  - ○動物愛護精神の普及啓発
  - ○動物の適正飼養の指導・普及啓発
  - ○県民からの苦情・相談対応
  - ○災害対策
  - ○人と動物の共通感染症対策

#### 県獣医師会

- ○動物に関する専門的知見に基づく助言
- ○人と動物の共通感染症に関する普及啓発
- ○飼い主に対する適正飼養の普及啓発
- ○負傷動物の救護・災害時動物救護活動への協力

#### 県

- and the state of the state of
- ○動物の収容・管理・譲渡○動物取扱業の登録・監視指導
- ○特定動物飼養保管許可・監視指導
- ○関係団体・市町村等への支援

## 2 施策展開の方向性

基本方針を踏まえて、11項目の具体的な施策に取り組みます。

## 基本方針1 動物愛護の推進

- 1 動物愛護精神の普及啓発
- 2 動物の収容・引取り数削減への取組
- 3 動物の返還・譲渡促進の取組

## 基本方針 2 動物の適正飼養の推進

- 4 動物の適正飼養の指導・啓発
- 5 周辺の生活環境の保全
- 6 動物取扱業者の監視指導
- 7 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

## 基本方針3 県民と動物の安全の確保

- 8 人と動物の共通感染症対策
- 9 災害対策

#### 基本方針4 連携と協働による推進体制の整備

- 10 関係機関等との連携・協働
- 11 計画の推進

## 第4 施策別取組

## 基本方針 1 動物愛護の推進

## 1 動物愛護精神の普及啓発

動物愛護団体等と連携を行い、動物とふれあう機会などを増やして県民の動物愛護意識の啓発を行い、人と動物が共生できる社会を目指します。

#### 〇具体的な施策

## (1)動物愛護週間イベントの開催

動物愛護管理法で定められた動物愛護週間(9月20日~9月26日)を広く周知し、関係団体と連携したイベント等を通じて県民の動物愛護精神の向上を図ります。

#### (2) 学校等における啓発活動

動物愛護精神の涵養は幼児期での教育が重要です。動物愛護団体やボランティア、 行政関係者により、小学校、幼稚園等において、動物とのふれあいを通じて動物愛 護の精神を養う「ふれあい教室」の開催や動物愛護に関する分かりやすいパンフレ ットの配布などを行います。

#### (3)動物愛護の普及啓発の推進

動物愛護推進員、市町村、県獣医師会等の関係団体と協力の上、動物愛護に関するポスター、リーフレットの掲示、配布、マスメディアを利用した広報、県ホームページなど各種媒体を活用し、学校、地域、家庭等の様々な場面で見聞きするような普及啓発活動を推進します。

#### 〈目標〉

動物愛護団体やボランティア、県獣医師会等と連携した動物愛護及び動物の適正 飼養に関する講習会の開催回数 年 10 回以上

## 2 動物の収容・引取り数削減の取組

平成24年に改正された動物愛護管理法では、所有者から引取りを求められた際、引取りを求める相応の事由がないと認められた場合は、都道府県等は引取りを拒否することができることが明記されました。

さらに、令和元年に改正された動物愛護管理法では、所有者の判明しない犬又は猫の 引取りをその拾得者その他の者から求められた場合において、周辺の生活環境が損なわ れる事態が生ずるおそれがないと認められる場合等に引取りを拒否することができるこ とが明記されました。

収容・引取り数を削減するため、飼い主への終生飼養、繁殖制限措置等の周知徹底を 行い、致死処分頭数削減を目指します。

## 〇具体的な施策

#### (1) 終生飼養及び繁殖制限措置の指導

行政、獣医師、動物愛護団体等が連携して、動物の飼い主に対して、終生飼養や 繁殖制限措置について指導を行います。また、万が一動物が飼えなくなった場合は、 自ら新しい飼い主を探す努力を行うよう指導し、一層の譲渡促進を図ります。

#### (2) 逸走防止の周知

動物の飼い主に対して、飼養施設は逸走しない構造とし、常時点検や必要な補修 を行うとともに、施錠の実施など、日頃から動物が逸走しないための対策を行うよ う周知します。

#### (3)動物購入時等の周知

動物を飼う場合、最後まで責任を持って飼えるのかどうかよく考える必要があります。安易な購入を防止するため、動物を購入する際に、飼い主の責任や動物の特性、適正な飼養に必要な環境などについて、動物取扱業者等による周知徹底を図ります。また、ペットフード販売店等に協力を依頼し、リーフレット等を用いて適正飼養について周知します。

#### (4) 飼い主のいない猫対策の推進

市町村と連携して TNR 活動や地域猫活動などの飼い主のいない猫の繁殖制限対策を推進し、飼い主のいない猫の収容頭数削減に取り組みます。 (詳しい対策については、基本方針2の具体的施策5「周辺の生活環境の保全」に記載しています。)

#### 【目標】

指標	区分	基準値(R1)	中間目標値(R7)	目標値(R12)	
収容・引取り数	犬	154 頭	100 頭以下		
	猫	420 頭	300 頭以下	200 頭以下	

## 3 動物の返還・譲渡促進の取組

県では、収容された動物の写真や特徴などを県のホームページ等を通じて公示し、飼い主を探して返還率を向上させる取組を行っており、又、飼い主の見つからない犬猫について、過去に譲渡を希望した人へ連絡を取ったり、県のホームページで飼い主募集を行うなど、返還・譲渡率の向上に取り組んでいますが、返還・譲渡の取組をさらに推進し、致死処分頭数の削減を目指します。

## 〇具体的な施策

#### (1)返還・譲渡の促進

負傷動物の治療、動物のしつけ、不妊去勢手術の実施、マイクロチップの装着などにより収容動物の譲渡適性の向上に努めます。また、犬猫の返還・譲渡情報についてホームページ等の各種媒体を活用した情報発信を強化し、行政機関や動物愛護団体等が連携し譲渡会等イベントを開催することで返還・譲渡の促進を図ります。

#### (2) 人と動物の未来センター・アミティエと連携した譲渡等の推進

収容された動物の生存の機会を今まで以上に増やすため、人と動物の未来センター・アミティエとの連携により、不妊去勢手術、マイクロチップの装着、疾病等の治療、ワクチン接種などの取組を行うことで収容された動物の譲渡適性を向上させるとともに、譲受希望者と動物とのマッチングを適正に行い、新しい飼い主への譲渡を促進します。

#### (3) 譲渡ボランティアと連携した譲渡の促進

譲渡ボランティアの登録数を増やし、収容動物の譲渡率の向上を図ります。特に、要ケア動物や離乳前の動物について、譲渡ボランティアと連携して新たな飼い主への譲渡を促進します。

#### (4) 所有明示の推進

犬猫の返還頭数を増加させるため、飼い主に対して狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録、鑑札や注射済票の装着徹底を県・市町村・獣医師が連携して指導・啓発するとともに、出前講座やしつけ方教室、ホームページへの掲載等により、マイクロチップや迷子札などの所有明示の重要性について普及啓発を進めます。特に、令和4年度から施行される犬猫等販売業者に対する犬猫のマイクロチップ装着の義務化(それ以外の犬猫の飼い主については努力義務)を踏まえ、マイクロチップの装着について普及啓発を強化します。

#### 【目標】

指標	区分	基準値(R 1)	中間目標値(R7)	目標値(R12)
犬		101%(注1)	90%以上を維持	
返還・譲渡率	猫	58.1%	65%以上	70%以上
致死処分頭数	犬	6頭	最終目標ゼロ	
<b>双</b> 化处力 頭 致	猫	160 頭		

注1 返還・譲渡率の算出については、犬猫の収容日を起点とするのではなく、返還、 譲渡などの処分を行った日を起点としているため、返還・譲渡率が 100%を上 回る場合があります。

(返還・譲渡率) = (返還頭数+譲渡頭数)÷(収容総数)×100

#### 【数値目標の考え方】

#### (1) 返還・譲渡率

犬の返還・譲渡率については、令和元年度時点で101%となっていることから、引き続き返還・譲渡の取組を進め、90%以上の水準を維持することを目標とします。 猫の返還・譲渡率については、所有明示の徹底による返還率の向上を目指すとともに、更なる譲渡促進に取り組み、令和12年度時点で70%以上とすることを目標とします。

#### (2) 致死処分頭数

前計画に基づき、各種施策を展開してきた結果、致死処分頭数は大幅に減少し、 令和元年度時点で犬 6 頭、猫 160 頭となっています。

国の基本指針においては、犬猫の殺処分を①譲渡することが適切ではない(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)、②①以外の処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)、③引取り後の死亡の3つに分類し、特に②に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の殺処分数を平成30年度比50%減とすることを目標としています。

本県における令和元年度の致死処分頭数の内訳をみると、①犬5頭、猫74頭、②犬0頭、猫1頭、③犬1頭、猫85頭であり、②の殺処分実態はほとんどないのが現状です。また、①については、動物福祉の観点から安楽死すべき事例が含まれるためゼロにすることは困難です。

このような状況を踏まえ、本県が今後目指す致死処分頭数ゼロの考え方は、国の基本指針で示された3分類のうち、②及び③(③については負傷動物として収容したものを除く)をゼロとすることを目指します。

## 基本方針 2 動物の適正飼養の推進

## 4 動物の適正飼養の指導・啓発

収容された動物の中には、不妊去勢手術を行わず増えてしまったと考えられるものや 飼養困難になり遺棄したと考えらえる事例があり、また、ネグレクトなど虐待を疑う事 例も確認されています。こうした問題を踏まえ、改正された動物愛護管理法では、遺棄、 虐待等に対する罰則の引上げ等が行われました。

これらの問題を未然に防ぎ、人と動物の調和のとれた共生社会を目指します。

#### 〇具体的な施策

#### (1) 飼い主責任の徹底

動物を最後まで適正に飼養するための知識や、「終生飼養」「繁殖制限」「動物の逸走防止」「所有明示措置」などの飼い主の責任について、動物適正飼養講習会を開催するなど飼い主に対し周知・指導を行います。

飼い主の責務(動物愛護管理法第7条)

- ○動物の健康と安全の保持
- 〇人の生命、身体、財産、生活環境への危害や迷惑の防止
- 〇動物に起因する感染性の疾病についての正しい知識習得と予防<br/>
- 〇動物の逸走防止
- ○動物の終生飼養
- ○繁殖制限措置
- 〇所有明示措置

#### ア 犬の適正飼養

犬の飼い主に対して、狂犬病予防法に基づく犬の登録と、犬に鑑札及び狂犬病 予防注射済票を装着する義務について周知・徹底するとともに、犬が逸走し、人 に危害を加えることがないよう、逸走防止措置の徹底について周知・指導を行い ます。また、飼い犬が公共の場所や他人の土地等で糞をしたときは、直ちに除去 し、持ち帰ることなど、飼い主の責務について、広く普及啓発を行います。

#### イ 猫の適正飼養

猫の飼い主に対して、みだりな繁殖を防止するため不妊去勢手術を実施すること、猫の健康及び安全を保持し、周辺の生活環境を保全するため、室内での飼育に努めること、迷子にならないための所有明示を徹底することについて、広く普及啓発を行います。

#### (2) 遺棄・虐待防止の指導・啓発

警察、獣医師、動物愛護団体、動物取扱業者と連携し、県民に対して、安易に動物の飼養を行わないよう普及啓発するとともに、飼養された動物の終生飼養・繁殖制限措置の対策が徹底され、動物が遺棄されることや飼養できなくなることがないよう普及啓発を図ります。

また、遺棄・虐待疑い事案が発生した場合は、警察等と連携し、迅速な対応を図ります。

#### (3) 学校等での適正飼養

小学校や幼稚園等では、動物とのふれあいを通じて動物愛護の精神を向上させる 目的で動物を飼養していますが、これらの動物についても、適正な飼養管理が必要 です。学校等の施設についても、動物愛護団体などと協力して繁殖制限や適正飼養 の周知徹底を図ります。

### (4) 特定動物飼養者への立入指導

特定動物(危険動物)については、人への危害防止の観点から、災害時等の体制整備を含め、普段から適正な管理を徹底することが求められています。県では、危害防止の観点から定期的に特定動物飼養者への立入指導を実施します。

## (5) 関係団体と連携した普及啓発

市町村や県獣医師会等と連携して、適正飼養や動物福祉に関する情報や人獣共通 感染症等の最新の知見について、ポスター、リーフレットの配布、マスメディアを 利用した広報、県ホームページへの掲載等による周知啓発を行います。

## 〈目標〉

特定動物飼養者への立入検査 年1回以上

動物愛護団体やボランティア、県獣医師会等と連携した動物愛護及び動物の適正 飼養に関する講習会の開催回数 年10回以上 【再掲】

## 動物福祉「5つの自由」

5つの自由とは、動物が生きていくために必要な要求が満たされて、動物が心地よく、安心して安全に暮らせているかを確かめるための指標です。飼い主は、動物であるペットに、この5つの自由を与え、できる限り快適に生活ができるようにする責務があります。

## 飢え・渇きからの自由

動物にとって食餌はとても大切です。動物の種類や健康状態にあった適切なフードを与え、水は新鮮なものがいつでも飲めるようにしましょう。

## 不快からの自由

清潔で安全で快適な飼養場所を用意して、動物が快適に過ごせるようにしましょう。

## 恐怖・抑圧からの自由

動物が恐怖や抑圧を受けないように、また、精神的な苦痛や不安の兆候を示さないように的確な対応をとりましょう。

## 本来の行動がとれる自由

それぞれの動物が本能や個性に合った動物本来の行動がとれるように工夫しま しょう。

## 痛み・負傷・病気からの自由

けがや病気の場合には適切な治療を受けさせましょう。日頃から病気の予防を心掛け、健康状態をチェックしましょう。

## 5 周辺の生活環境の保全

不適正な飼養又は給餌給水により、周辺の生活環境が損なわれるなどの迷惑問題が顕在化している状況を踏まえ、猫の繁殖制限対策を推進することで飼い主のいない猫の数を減らすとともに、多頭飼育崩壊を未然に防止する取組を進め、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指します。

#### ~飼い主のいない猫の適正な管理とは~

猫は繁殖力の強い動物です。1年間に2~4回の出産が可能で、メスの子猫は生後半年ほどで繁殖できるようになります。不妊去勢手術をせずに、飼い主のいない猫に不適切なエサやりをすると、猫の数が増え、ふん尿の臭いや鳴き声、抜け毛、エサの食べ残しなどにより、地域の生活環境が悪化していきます。飼い主のいない猫をめぐる問題は、地域住民の間で感情的な対立を生じやすく、個人の力で解決することは困難です。このため、「地域の環境問題」として捉え、地域住民が主体となって対策することが重要です。

単に猫へのエサやりを禁止するだけでは根本的な解決にはいたりません。このため県では、地域の理解と協力のもと、猫の数を増やさないための不妊去勢手術を実施した上で、適正な管理(適切な給餌:決まった時間と場所で猫の頭数分のエサを用意し、食べ終わったら片付ける、トイレの設置によるふん尿被害の防止)を行う「地域猫活動」を推進しています。

#### 〇具体的な施策

- (1) 飼い主のいない猫対策の推進
  - ア 地域の実情に応じた助言・指導

飼い主のいない猫への効果的な対策が見出せずに苦慮している地域や子猫の引取件数の多い地域に対して、地域の実情に応じた対策の在り方について、地元市町村や動物愛護ボランティア、動物愛護推進員等と連携して助言や指導を行います。

#### イ 猫の不妊去勢手術費用の支援

飼い主のいない猫の問題を解決するためには、猫の数を減らすことが重要です。 県では、飼い主のいない猫の繁殖制限対策を推進するため、市町村と連携して TNR や地域猫活動における不妊去勢手術費用の支援に取り組みます。

#### ウ 地域猫活動の推進

地域猫活動を全県的な取組へと広げるため、市町村に対して積極的な事業参画 を促すとともに、地域猫勉強会の開催や普及啓発パンフレットの配布等を通じて、 広く県民に周知・広報していきます。

## (2) 多頭飼育対策

多頭飼育崩壊が全国的な課題となっていることから、多頭飼育問題等の不適正な 飼養に対応するため、関係する地方公共団体の福祉関係部局等との連携体制を構築 し、周辺の生活環境の保全等を図る措置の在り方について検討を進めます。特に、 飼育崩壊に至る前に多頭飼育者を早期に把握する体制について検討を進め、多頭飼 育崩壊を未然に防止する取組を進めます。

#### 【目標】

指標	区分	基準値 (R 1)	中間目標値 (R 7)	目標値 (R12)
支援事業を活用した不 妊去勢手術実施頭数	飼 い 主 の いない猫	496 頭	800 頭以上	1200 頭以上
地域猫活動の支援事業 を実施する市町村数	飼 い 主 の いない猫	1 市町村	10 市町村	全市町村

## 6 動物取扱業者の監視指導

飼養管理が不適切な動物取扱業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不 適正飼養の実態があることから、改正された動物愛護管理法では、動物取扱業者に対す る規制が強化されました。

このような背景を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、動物の愛護及び適正な飼養管理の実行が確保されるとともに、新たな基準の着実な運用を図ることを目指します。

#### 〇具体的な施策

#### (1)動物愛護管理法の遵守による動物取扱業者の水準向上

登録制度の遵守の徹底に加え、動物取扱責任者の要件の厳格化、動物に関する帳簿の備付けの義務化、遵守基準の具体化など、新たな規制の着実な運用を図ります。 また、動物取扱業者に対する制度の周知や指導及び監視の強化並びに規制の実効性を確保します。

#### (2) 相談窓口の充実

市町村、動物取扱業者等と連携し、顧客側である県民に対し、法制度(動物取扱業の登録制度、動物取扱業者が遵守すべき基準)を周知するとともに、違法営業等の相談窓口の充実を図ります。

#### 〈目標〉

動物取扱業者への立入検査 年1回以上

## 7 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

実験動物の飼養管理等については、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成25年8月30日環境省告示第84号。以下「実験動物飼養保管等基準」という。)において、自主管理を基本として適正化を図るための基準が示されています。

その中でも、代替法の活用: Replacement、使用数の削減: Reduction、苦痛の軽減: Refinement のいわゆる「3 Rの原則」は、実験動物の取扱いの基本的考え方として、科学的な利用の目的を達することができる範囲において遵守することが求められています。

また、動物愛護管理法では、産業動物も適正に取り扱うことが求められ、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」の通知が発出されるなど、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・定着が図られています。これらの動向を踏まえ、産業動物についても、命あるものとして、過度の苦痛を与えたり、周辺の県民等の生活環境に支障を生じさせることのないよう、関係団体と連携して、その管理者及び飼養者に対して適正飼養管理の指導・啓発を図ります。

#### 〇具体的な施策

### (1) 実験動物取扱い施設への周知

県内において実験動物を用いて研究等を行い、その飼養保管を行っている施設について、実態の把握に努めるとともに、実験動物飼養保管等基準の内容について周知を図り、「3Rの原則」の遵守を求めていきます。

#### (2) 産業動物飼育施設への周知

県内の畜産農家等へ、関係機関等と連携し「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の周知を図ります。また、災害時への対応について関係機関と情報共有の上、 畜産農家等への助言を行います。

## 基本方針3 県民と動物の安全の確保

## 8 人と動物の共通感染症対策

人と動物に共通する感染症としては、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群、オウム病、 猫ひっかき病等様々なものが知られています。

人と動物の共通感染症を考える上で、狂犬病は特に重要な感染症です。狂犬病は、日本の周辺国を含む世界のほとんどの国で依然として発生しており、年間の死亡者数は約6万人と推計されています(WHO、2017年)。我国では狂犬病予防法による犬の登録、狂犬病予防注射、野犬の抑留等の徹底が図られたため、人及び動物の狂犬病は昭和31年以降発生していませんが、令和2年5月にフィリピンから来日した人が、現地で狂犬病ウイルスに感染し、国内で狂犬病を発症した輸入感染症例の発生がありました。

これらの状況から、我国は常に狂犬病ウイルスの侵入の脅威に晒されており、狂犬病 予防注射の徹底等の侵入防止対策が重要です。県内の狂犬病予防注射接種率は登録頭数 の約75%に留まっており、狂犬病の発生及び感染拡大防止の観点から、狂犬病予防注射 接種率90%以上を目指します。

#### 〇具体的な施策

#### (1) 狂犬病予防注射等の推進

市町村は、犬の飼い主に、犬の登録義務について広報を行うとともに、毎年4月から6月まで狂犬病予防注射事業を実施する等、登録と狂犬病予防注射済票交付率の向上に努めます。また、県は狂犬病予防注射の必要性について、県民へ広報を行うことにより市町村の事業を支援します。

#### (2) 人獣共通感染症対策の強化

重症熱性血小板減少症候群(以下「SFTS」という。)は、主にウイルスを保有しているマダニに咬まれることにより感染するダニ媒介性感染症であり、西日本を中心に感染症例が報告されています。本県においては、令和2年6月に初めて人の感染症例が確認されました。また、稀な事例ではあるものの、SFTS を発症した犬や猫から人へ感染する事例が確認されており、動物から人への感染リスクについても注意が必要であることから、SFTS に関する情報や感染防止対策について県民への普及啓発を行うとともに、検査体制の整備について検討を進めます。

また、その他の人獣共通感染症についても、情報収集に努め、動物と接する上での留意点や感染予防対策について、県ホームページへの掲載やポスター、リーフレットの配布などにより県民への普及啓発を行います。

#### (3) 関係団体等への協力依頼

動物の飼い主に接する機会が多い県獣医師会、(公財)動物臨床医学研究所等の 関係団体や動物取扱業者に対し、狂犬病をはじめとした人と動物の共通感染症に関 する県民への周知について、協力を依頼します。

#### 【目標】

指標	基準値(R 1)	中間目標値 (R 7)	目標値(R12)
狂犬病予防注射接種率	75%	85%	90%以上

## 9 災害対策

近年、全国各地で大規模な災害が頻発しており、災害時のペットをめぐる問題として、放浪動物の増加による生活環境や生態系への影響が懸念される事態が生じたり、ペットとの同行避難の考え方が普及しつつある中で、避難所でのペットの受入れや、ペットの一時預かりをはじめ、支援体制や受援の在り方などの面で多くの課題が指摘されています。国(環境省)は、これらの課題を踏まえ、平成30年3月に「人とペットの災害対策ガイドライン」を改訂し、災害時に行うペットへの対策は、飼い主が自らの責任の下、災害を乗り越えてペットを適切に飼養し続けることが基本であること、そして自治体は、ペットの飼い主だけでなく、被災者全体が安心して安全に避難することができよう支援を行うことが重要であることを示しました。

県では、災害という非常時にあっても飼い主が自らの責任の下でペットを適切に飼養し続けられる環境が維持できるよう平時から体制整備や普及啓発を行い、災害時のペットの安全を確保するとともに、避難所等におけるペットをめぐるトラブルを最小化させることを目的として「ペット同行避難対策の強化」を鳥取県地域防災計画に盛り込みました。

#### 「ペット同行避難対策の強化」基本方針

災害時においてもペットを適正に飼養管理する義務は飼い主にあることを前提とし、 被災した飼い主がペットとともに支援を受けることを基本として、平時における予防対 策を定める。なお、対策の基本は「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省)等 を参考とするものとする。

## 〇具体的な施策

#### (1) 飼い主への普及啓発

平時から災害時に備え、飼養している動物の逸走防止措置、所有明示措置、同行避難に必要なしつけや健康管理、災害に備えたペット用備蓄品の確保等の準備に努めるよう、広報や情報提供を通じて飼い主への普及啓発に努めます。

#### (2)ペット同行避難の受入体制の整備

災害発生時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるよう、避難所等での受入体制の整備に努めるとともに、県・市町村をはじめとする関係団体の協力体制を強化するよう努めます。

#### (3) 災害時における動物救護体制の整備

災害時には、放浪動物や負傷動物の収容・治療、危険動物の逸走に係る対応、救援物資の調達・保管・配布、ペット飼養管理に関する飼い主への支援・指導など、多岐にわたる支援を早急、円滑に行う必要があります。このため、平常時から県、市町村、県獣医師会、関係団体、ボランティア等と連携して動物救護活動を行う体制を整備するとともに、今後、発生が予測されている広域災害を視野に、近隣自治体との間で災害時のペットの救護や支援の広域的な連携の在り方について検討を進めます。

●災害時における動物救護活動に関する協定書(令和2年3月27日締結)

鳥取県地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合において、獣 医師と連携した動物救護活動の実施体制を確保することを目的に、県と県獣医師会との 間で、災害時における動物救護活動に関する協定を締結しました。

#### 【協定の主な内容】

鳥取県域において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、県獣医師会に以下の動物救護活動の協力を要請する。

- (1)動物救護本部及び動物救護現地チームの設置及び運営への協力
- (2) 被災地及び避難所における被災動物への治療及び管理指導
- (3)被災地及び避難所における被災動物に関する飼養者への相談対応
- (4) 獣医師会の会員の所有する診療施設等における、動物の一時保管及び治療
- (5) 被災地における飼養者不明動物等に関する情報収集及び情報提供
- (6) その他、県が公衆衛生の観点から必要と認める活動

## 10 関係機関等との連携・協働

動物愛護管理に関する施策を行っていくためには、県、市町村、動物取扱業者、獣 医師、ボランティア、関係団体、関係部局等の連携・ネットワーク化を円滑に行って いく必要があり、動物に関わる全ての者が、各々の役割を自覚し、相互に連携・協力 することで、各種施策を円滑に推進し計画目標の達成を目指します。

### (1) 関係機関との連携

動物の愛護及び管理に関係する業務は多岐にわたり、多くの機関が関係しているため、担当部局、教育機関、国等と連携することにより、施策をより円滑かつ効率的に展開します。

#### ア 県関係部局

#### 〇福祉関係部局

多頭飼育問題等の不適正な飼養への対応として、多頭飼育崩壊に至るリスクの ある飼い主等を把握し、早期の対策を行うため、社会福祉施策を担当する部局等 との連携体制を構築します。

人と動物の共通感染症については、人の感染症対策としても重要であるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を担当する部局と連携して対応します。

#### 〇野生動物関係部局

野生動物の関係法律としては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」等があり、これらの法律を担当する部局と連携して対応します。

#### 〇畜産関係部局

産業動物の適正な取扱いの推進において、担当部局との連携を強化し、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・定着を図ります。

#### イ 市町村

令和元年の動物愛護管理法改正により、指定都市及び中核市以外の市町村も動物愛護管理担当職員を置くよう努めることとされたため、県、中核市との連携はもちろん、県内自治体間の協力がこれまで以上に重要になっています。

地域の実情に応じた効果的な動物愛護思想の普及や適切な動物管理の推進には、各市町村の役割が重要です。狂犬病予防注射業務、災害時における避難所等での動物の受入体制の確保など、市町村が主体となる事業についても、県と市町村が連携して取り組みます。

また、地域における飼い主のいない猫による生活環境被害や多頭飼育の問題の解決に向けて、市町村の動物愛護部局だけでなく福祉関係部局などの幅広い関係部局と連携して対応します。

#### ウ警察

動物の適正な飼養方法や虐待の具体的事例が法に明記されたこと及び動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことを県民へ周知徹底するとともに、警察との連携を強化し、動物の遺棄及び虐待の防止を図ります。

また、遺失物法による動物の保護等についても、警察と協力し、一刻も早く飼い主に返すよう連携します。

#### 工 学校等教育機関

子どもを対象にした動物愛護思想の普及啓発活動を効果的に進めるためには、 学校を所管する教育機関等の協力が不可欠であるため、各種愛護事業の実施や、 飼養動物の適切な取扱いの推進等について連携して対応します。

#### 才 国

法を所管する環境省や、狂犬病予防法等を所管する厚生労働省等と連携を図りながら、法に基づく各種施策を適正に推進します。

#### 力 動物愛護推進協議会

動物愛護管理に関する意見の取りまとめや施策への提言など、動物愛護管理に 関する協議・連携の場として、関係機関・団体等による動物愛護推進協議会を設 置し、本推進計画の達成状況の評価など、動物愛護管理行政を協働して進めます。

#### (2) 関係団体等との協働

動物の愛護及び管理に関する施策は、県獣医師会、(公財)動物臨床医学研究所 等の関係団体等と協働して実施しています。

今後も、譲渡事業や災害時における動物救護活動など、県獣医師会、民間の動物 愛護団体、ボランティア等との協働に重点を置き、計画に沿った各種施策の推進に 努めます。

#### ア 県獣医師会

動物愛護週間事業等、動物愛護思想の啓発事業に協働して取り組みます。

また、負傷動物の救護や災害時動物救護活動といった獣医療を伴う動物愛護管理活動については、県と協定を締結することで連携を強化するとともに、効果的な活動を支援します。

#### イ (公財)動物臨床医学研究所

県では平成26年4月から(公財)動物臨床医学研究所が設置した「人と動物の未来センター"アミティエ"」に、本県の動物愛護管理センターの役割を担っていただき、連携して譲渡促進と動物愛護精神の普及啓発を行っています。

#### ウ ボランティア

譲渡ボランティアの登録数を増やし、収容動物の譲渡率の向上及び致死処分頭 数の削減に努めます。

ボランティアは、その動物に関する知識や技術を生かして、率先して要ケア動物(病気や老齢で介護が必要、問題行動や慣れるのに時間がかかるなど、その点を理解してその動物の年齢や性格にあわせた飼養をする必要がある動物のこと)

を県から譲り受け、新たな飼い主への譲渡につなげる活動を行っており、譲渡促進において重要な役割を担っています。また、多頭飼育及び飼い主のいない猫による地域の問題について、今後も継続してボランティアと連携・協働していきます。

## 工 動物愛護推進員

地域に根差した動物愛護活動を行う動物愛護推進員の委嘱を進め、動物愛護推進員と連携して各地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発活動を展開します。

## 【目標】

指標	中間目標値(R7)	目標値(R12)
動物愛護推進員の委嘱人数	20 人	40 人

## 11 計画の推進

## (1)計画の周知

本計画については、市町村、関係機関等と連携の上、広報紙やホームページなどを活用して、広く県民に周知します。

#### (2)計画の推進

計画をより良く推進していくためには、県、市町村、愛護団体及びその他の関係機関等との連携が不可欠であり、動物愛護の取組や感染症などの新しい知見について、情報共有を行い、協力体制を推進します。また、県民の意見や情報を積極的に収集し、施策への反映に努めます。

#### (3)計画の進行管理

本計画の進行管理は以下に示す PDCA サイクルに従い、毎年度、施策の実施状況及び目標の達成状況について点検を行います。

また、計画の進捗状況を評価の上、5年後(令和7年度)を目途に計画の見直しを行います。

